

自由診療（保険外診療について）

保険診療と自由診療の違い

保険診療

日本では、いつでも誰でもどこでも等しく医療サービスが受けられるよう、国民皆保険制度があります。ほとんどの国民は職業や年齢、性別、住んでいる地域にかかわらず、誰でも何かしらの医療・健康保険に加入しています。治療を受けた際、医療機関の窓口で支払う医療費が総額の2~3割で済むのは、ご加入の保険組合が残りの7~8割を負担してくれているからです。ただし、全ての医療サービスに保険が適応されると、保険組合の財政が圧迫され、全ての人に必要最低限の医療サービスを行う、という基礎が崩れてしまいます。そのため保険診療には、適応可能な治療方法や処方する薬などの細かい規定があります。できる限り保険診療内で治療を行うことがお得と感じるかもしれませんが、保険診療は保険制度のルールに従って材料や治療法が限定されているため、患者様のご要望に対応できなかつたり、予防を考えた治療手順、材料を選べなかつたりすることがあります。安い治療費で済むというメリットはありますが、治療方法の選択肢が少ないことが最大のデメリットです。

自由診療

自由診療とは、国が決められている医療保険制度を使用しない診療のことを指します。保険診療のような「この病気ならこの治療法」といった決まりや制限がなく、患者様一人ひとりにあった医療サービスを受けることができるメリットがあります。先進医療や生活を豊かにするための治療などは、医療保険適応外であることがほとんどです。治療コースや値段を各医療機関で自由に設定できるため、医療機関のカラーが出やすいという特徴があります。自由診療のデメリットは、費用面での負担が大きくなる点が挙げられます。保険組合の補助がないため、治療費の窓口負担が10割（100%自己負担）となります。ただし、補助が出ないというだけで、高額な医療のことではありません。

当院の保証制度

当院の保証制度は、自費診療における補綴物（天然歯やインプラントの被せ物や入れ歯）について品質を保証し、安心してご利用いただくための制度です。**この保証制度は患者様に安心して高品質な治療を受けていただき、また再治療における患者様の経済的負担を軽減できます。**

保証対象物および保証対象者

- 1、当院で製作し、装着した自費診療における補綴物で料金が完納されているもの
- 2、歯科医師が指示をした使い方をしていたが障害、破損が発生した場合（不適切な状況は、ビール瓶の蓋を噛む、氷や飴を噛み砕く、怪我や事故などの予想できない状況などを指します。）
- 3、治療終了後に定期的なメンテナンスをされていること（1年以上来院がない場合は保証対象外となります。）

保証期間並びに保証内容

当院はすべての被せ物に対して 5 年、入れ歯に対して 3 年の保証期間を設けており保証の割合は以下の通りです。ただし、被せ物が外れた場合に使用する接着剤の費用 3,000 円はその都度頂戴いたします。ご了承ください。**保証期間を証明するために領収書は紛失せず必ず保管するようにお願いいたします。**

100%保証：被せ物や入れ歯の装着日より 1 年未満の破損（ただし入れ歯の落下などによる破損で新しく製作する場合は 40%保証となります）

80%保証：被せ物の装着日より 2 年以内の破損、入れ歯の装着日より 1 年半以内の破損

40%保証：被せ物の装着日より 4 年以内の破損、入れ歯の装着日より 2 年半以内の破損
入れ歯の落下などによる半年以内破損で新規再製作する場合

20%保証：被せ物の装着日より 5 年以内の破損、入れ歯の装着日より 3 年以内の破損
入れ歯の落下などによる半年以降破損で新しく製作する場合
入れ歯で装着日より 2 年以上使用し、適合不良（修理不可）となった場合
紛失時期にかかわらず入れ歯を紛失した場合

※注意事項

- ・治療終了後に発生した別の病気（歯の破折や歯髄炎、急性の歯周病、根尖性歯周炎）により再治療を行う場合は、保証対象外となります。状況に応じ追加の費用が必要になります。（具体的な事例 E-max インレー 5 万円で治療後、2 年程度で歯髄炎が発症し、神経を取る処置（抜髄処置）を行った。症状改善後にクラウンに変更する必要があったが、前回処置したあとから 5 年経過していないため 80%保証される。今回の場合 5 万円の 80%なので、4 万円が保証範囲となる。ジルコニアクラウン 9 万円から 4 万円を相殺し、実質の支払額は 5 万円となる。）
- ・外科処置（歯周病の外科的治療やインプラント体を歯茎に埋め込む治療、GBR 法などの骨再生処置）に関しては、5 年保証適応外になります。再手術が必要になった場合、患者様と相談した上で処置の費用を決定します。

医療費控除について

医療費控除とは、1年間に10万円以上の医療費を支払った場合に受けられる控除です。扶養している家族がいる場合は、扶養家族の医療費も控除の対象となります。

医療費控除の対象となるのは、病院での治療費や薬代の他に、病院までの往復の交通費（主に公共交通機関を利用したもの）や、介護に関連したサービスの支払いも控除の対象になります。

医療費控除は「確定申告書」と「医療費の明細書」の2つを作成して税務署に提出することで申請できます。詳細は国税庁のホームページを参考にしてください。

デンタルローンについて

ローンと聞くと身構えてしまう方もいるかもしれませんが、カードローンやクレジットカードの分割決済に比べ、金利が低いサービスが多く、利用目的を「歯科治療費」に限定されたローン会社による立替払制度です。デンタルローンを提供するローン会社は、歯科医院でかかる治療費を一度患者様の代わりに立て替え、患者様は治療費に手数料を加えた額を分割して支払う契約を結びます。支払い回数は一般的に6~84回までの回数の中で返済することができ、患者様の都合で選ぶことができます。年間の金利は会社によって様々ですが、クレジットカードの分割払いなどと比べて金利を格安に抑えることができるのがポイントです。

このような患者様におすすめです

- ・金銭的な理由で受けたい治療を諦めたくない
- ・お金が貯まるまで放っておかないで治療したい
- ・最良の治療を無理なく続けたい
- ・毎月少しずつ無理なく払いたい

当院での支払い方法

- ・現金
- ・銀行振込
- ・クレジットカード
- ・交通系ICカード、QRコード決済
- ・デンタルローン

※注意事項

- ・領収書の再発行は致しかねます。
- ・銀行振込手数料は患者様負担となります。
- ・クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済は1回払いのみです。
- ・料金支払い方法は必ず事前に確認をお願いいたします。
- ・分割払いやデンタルローンに関しては支払い会社に確認をお願いいたします。
- ・保険診療は現金払いのみになります。